

特定（産業別）最低賃金の日本標準産業分類表

件 名	岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金
適用する 使用者	岡山県の区域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
日本標準産業分類（令和5年7月改定）	
E31	<p>輸送用機械器具製造業</p> <p>E310 管理、補助的経済活動を行う事業所（31 輸送用機械器具製造業）</p> <p>E3100 主として管理事務を行う本社等</p> <p>E3109 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所</p> <p>E311 自動車・同附属品製造業</p> <p>E3111 自動車製造業（二輪自動車を含む）</p> <p>E3112 自動車車体・附随車製造業</p> <p>E3113 自動車部分品・附属品製造業</p> <p>E312 鉄道車両・同部分品製造業（岡山県最低賃金適用）</p> <p>E313 船舶製造・修理業、船用機関製造業（岡山県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金適用）</p> <p>E314 航空機・同附属品製造業（岡山県最低賃金適用）</p> <p>E315 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業（岡山県最低賃金適用）</p> <p>E319 その他の輸送用機械器具製造業（岡山県最低賃金適用）</p> <p>L7282 純粹持株会社</p>

適用除外労働者

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

注) E310、L7282 の適用範囲は、上記「適用する使用者」欄を参照のこと。